

## 災害時等における物資の保管等に関する協定書

瑞穂町（以下「甲」という。）及び株式会社東京ロジテック（以下「乙」という。）は、甲の区域内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における物資の保管、荷役、搬送等（以下「応急対策業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、「瑞穂町地域防災計画」に基づき、甲が乙から応急対策業務を受けるために必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時等において、乙に対して応急対策業務を要請することができる。

（要請の方法）

第3条 甲は、前条の規定による要請をする場合は、応急対策業務に係る内容、数量等、必要な事項を乙に連絡するものとする。

2 前項の規定による連絡は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話で連絡し、その後、速やかに文書により行うものとする。

（協力内容）

第4条 乙は、第2条の規定による要請があった場合は、次に掲げる応急対策業務について、可能な範囲で協力するものとする。

- （1） 救援物資等の保管及び荷役
- （2） 甲が指定する場所への物資等の搬送
- （3） 保管物資及び搬送物資の状況把握
- （4） 物流管理に関する助言及び指導
- （5） 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（搬送）

第5条 物資等の搬送については、乙が行うものとする。

2 甲は、前項の搬送に係る経路の確保等について、必要な措置を講じるものとする。

（報告）

第6条 乙は、第2条の規定による要請を受けて応急対策業務を行った場合は、速やかに甲に報告するものとする。

（経費負担）

第7条 乙が応急対策業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用の額は、災害時等の直前における当該額を基準とし、甲及び乙で協議の上、決定するものとする。

（請求）

第8条 乙は、前条の費用の明細書を作成し、甲の認定を受けるものとする。

2 乙は、前項の認定を受けた場合は、当該費用を甲に請求するものとする。

（支払）

第9条 甲は、前条第2項の規定による請求があった場合は、当該請求の内容を審査し、当該費用を乙に支払うものとする。

（損害負担）

第10条 乙又はこの協定に基づき応急対策業務に従事した者が第三者に損害等を

与えた場合は、これらの者に故意又は重大な過失がある場合を除き、甲がその賠償の責めを負うものとする。

(災害補償)

第11条 この協定に基づき応急対策業務に従事した者が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合において、当該従事者若しくはその被扶養者又は遺族に対する補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく労働者災害補償保険により対応するものとする。ただし、乙又はこの協定に基づき応急対策業務に従事した者に故意又は重大な過失がなく、かつ、当該保険が適用されないときは、東京市町村総合事務組合が定める東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京市町村総合事務組合条例第19号）の規定による損害補償を適用できる場合に限り、これを補償するものとする。

(情報交換及び訓練)

第12条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平時から情報交換及び訓練の協力により相互の連携に努めるものとする。

2 この協定に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲及び乙は、それぞれの連絡先、連絡責任者及び連絡担当者を定めておくものとする。この場合において、当該内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から3か月前までに、甲又は乙がそれぞれの相手方に協定を延長しない旨の申出をしない場合は、更に1年間延長されたものとし、以後の期間についてもまた同様とする。

この協定の成立を証するため、甲及び乙は、この協定書を2通作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年9月16日

甲 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎2335番地  
瑞穂町  
瑞穂町長 杉浦 裕之

乙 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎858-1  
株式会社東京ロジテック  
代表取締役 反町 伸道